

## 再生可能エネルギー等からの電力購入単価

〔「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の対象以外の契約として、2019年10月31日までに電力受給を開始している場合〕

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の対象外となる再生可能エネルギー電気が発生する場合は、ご希望に応じ、原則として次により購入いたします。

### <購入単価（税込）>

1キロワット時につき	10円86銭
------------	--------

- ※ ただし、毎月の購入単価は、別表1.(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1.(2)によって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表1.(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1.(2)によって算定された燃料費調整単価を加えたものとします。
- ※ 上記購入単価には非化石価値相当額を含みます。
- ※ 当社の電気供給約款等の料金改定等により、上記の購入単価について変更する場合があります。なお、この場合には、購入単価は変更後の単価を適用いたします。
- ※ バイオマス発電設備または2012年6月30日以前に設置された再生可能エネルギー発電設備から発生する電気の購入については、上記によらず、個別に協議させていただきます。

### <環境価値の帰属について>

当社が受給した電力の環境価値については、すべて当社に帰属するものといたします。

### <電力系統への連系について>

電力系統への連系に際しては、一般送配電事業者の公表する託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等、資源エネルギー庁公表の「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等によります。

### <適用期間>

2019年4月1日から2019年9月30日までといたします。

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 別 表

### 1. 燃料費調整単価の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいい、以下「貿易統計」といいます。）の輸入品の数量および価額の値ならびに平均燃料価格算定期間（貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から12月31日までの期間をいい、以下「平均燃料価格算定期間」といいます。）にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{ の基準単価}/1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times 2. \text{ の基準単価}/1,000$$

#### (3) 燃料費調整単価の適用

平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から12月31日までの期間	その年の翌年5月から翌々年の4月までの料金に係る計量期間等

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

## 3. 平均燃料価格等の公表

当社は、1.(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格をあらかじめ公表します。